**令和７年度滋賀県認知症フォーラム　＜申込みにあたっての注意事項＞**

**１．発表演題の申込みについて**

(1) 発表者、共同発表者、一般参加者 いずれも参加費は無料です。

(2) 別紙「演題申込書」へ記入し、**令和７年９月１２日（金）中**に事務局あてにメールでお申込みください。なお、メール本文には、必ずご所属・お名前を記載してください。

(3) 申込書を受信した２～３日以内に事務局から受付済みの返信をします。事務局からの返信がない場合は、必ず事務局あて電話でその旨を連絡してください。

(4) ９月１２日（金）の締切後、事務局および令和７年度認知症フォーラム運営会議（以下、「運営会議」という。）で「演題申込書」の記載内容をもとに、発表いただく演題を調整、決定します。調整結果は、応募者へ速やかに連絡します。なお、発表演題数の目安は、８題です。

(5) 発表内容については、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」などを遵守し、倫理的に配慮されたものとしてください。

(6) 発表内容に事例等を伴う場合や写真・スライドを使用する場合等は、個人や団体等が特定できないようにするとともに、必要な場合は事前に承諾を得ておいてください。

**２．発表要旨原稿の作成について**

(1) 発表者は、発表要旨原稿（発表内容の要点をまとめたもの）を**令和７年１０月１０日（金）中**に事務局あてにメールでご提出ください。

(2) 原稿作成の際は、原則、別添「発表要旨原稿用紙」のフォームに沿って作成してください。（フォームに沿って作成することが難しい場合は、事務局までご相談ください。）

(3) 提出の際は、「発表要旨原稿 提出時チェックリスト」で内容を再度確認したうえで御提出ください。

(4) 発表要旨原稿については、運営会議による内容確認を行います。修正を求められた場合は、指定期日までに再提出をお願いします。

(５) 倫理的配慮に関して、人権尊重・守秘義務等への配慮が不足している場合は、修正を求めたり、発表演題の採択を取り消したりする場合があります。

(６) 発表要旨原稿は、事務局で要旨集としてとりまとめ、参加者や関係者に配布する予定です。

**３．スライドデータの作成について**

(1) 発表内容をパワーポイントにまとめ、**令和７年１２月19日（金）中**に事務局あてメールでご提出ください。なお、スライドサイズは、１６：９としてください。

(2) パワーポイントデータについては、事務局による内容確認を行います。修正を求められた場合は、指定期日までに再提出をお願いします。

(３) 倫理的配慮に関して、人権尊重・守秘義務等への配慮が不足している場合は、修正を求めたり、発表演題の採択を取り消したりする場合があります。

**４．フォーラム当日の発表について**

（１） 認知症フォーラム当日、ご提出いただいたスライドを元に発表いただきます。また、事務局においてスライドを紙面に印刷し、開催時間中、会場内に掲示するとともに、可能な範囲で参加者に配布します。

（２） 全演題の発表修了後、参加者同士の交流時間を設けます。その際、発表者の方については、自身のスライド紙面の前に待機いただき、参加者からの質問対応や意見交換を行っていただく予定です。

**５．演題申込書、発表要旨原稿の様式データ等について**

各種様式データ等については、滋賀県ホームページの下記アドレスに掲載しています。

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護

> 認知症施策および権利擁護について > 　医療従事者、介護従事者、支援者向け情報

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/344478.html>